

【プラグインハイブリッド自動車】

\* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用  
 ・乗用車、車両総重量3.5t超のトラック・バス

\* 2024(令和6)年1月1日から2026(令和8)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用  
 ・車両総重量3.5t以下のトラック・バス

\* 重量税について、新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除となります。2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

メーカー名	通称名	車両型式	重量税の特例措置		
			重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
				新車新規検査	初回継続検査等
トヨタ自動車	アルファード PHEV	6LA-XXXXX	免税	0	0
トヨタ自動車	ヴェルファイア PHEV	6LA-XXXXX	免税	0	0

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの届出型式を示します。

※ 既に登録されている車両であって、上記車両型式にないエコカー減税対象自動車もございます。その場合の確認については、各メーカーにお問い合わせください。

車種：普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）＞

【スズキ】

\* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達 成割合	区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
											新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1000	0001	22.0	27.3	80%	●	50%軽減	7,500	10,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1020	0002	22.0	27.2	80%	●	50%軽減	11,200	15,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1030	0003	22.0	27.2	80%	●	50%軽減	11,200	15,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1030	0004	22.0	27.2	80%	●	50%軽減	11,200	15,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1040	0601	20.7	27.1	70%	●	25%軽減	16,800	15,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1060	0602	20.7	27.0	70%	●	25%軽減	16,800	15,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1070	0603	20.7	26.9	70%	●	25%軽減	16,800	15,000
ソリオ	21138	5AA-MAD7S	1.197	1070	0604	20.7	26.9	70%	●	25%軽減	16,800	15,000

車種：普通／小型乗用車＜ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）＞

【三菱自動車】

\* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」：エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達 成割合	区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
											新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
デリカD:2	21139	5AA-MBD7S	1.197	1020	0002	22.0	27.2	80%	●	50%軽減	11,200	15,000
デリカD:2	21139	5AA-MBD7S	1.197	1030	0003	22.0	27.2	80%	●	50%軽減	11,200	15,000
デリカD:2	21139	5AA-MBD7S	1.197	1030	0004	22.0	27.2	80%	●	50%軽減	11,200	15,000
デリカD:2	21139	5AA-MBD7S	1.197	1060	0602	20.7	27.0	70%	●	25%軽減	16,800	15,000
デリカD:2	21139	5AA-MBD7S	1.197	1070	0603	20.7	26.9	70%	●	25%軽減	16,800	15,000
デリカD:2	21139	5AA-MBD7S	1.197	1070	0604	20.7	26.9	70%	●	25%軽減	16,800	15,000

\* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時に限り重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達 成割合	区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
											新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2170	0005	17.7	17.2	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2170	0006	18.6	17.2	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2190	0011	17.7	16.9	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2190	0012	17.7	16.9	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2190	0013	18.6	16.9	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2190	0014	18.6	16.9	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2210	0017	17.7	16.7	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2210	0018	18.6	16.7	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2130	0059	18.9	17.6	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20714	6AA-AAHH40W	2.487	2150	0060	18.9	17.4	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2230	0005	16.7	16.5	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2230	0006	17.2	16.5	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2250	0011	16.7	16.2	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2250	0012	16.7	16.2	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2250	0013	17.2	16.2	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2250	0014	17.2	16.2	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2270	0017	16.7	16.0	90%	●	免税	0	25,000
アルファード ハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2270	0018	17.2	16.0	90%	●	免税	0	25,000
ヴェルファイアハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2240	0041	17.2	16.3	90%	●	免税	0	25,000
ヴェルファイアハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2260	0046	17.2	16.1	90%	●	免税	0	25,000
ヴェルファイアハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2260	0048	16.7	16.1	90%	●	免税	0	25,000
ヴェルファイアハイブリッド	20715	6AA-AAHH45W	2.487	2280	0050	16.7	15.9	90%	●	免税	0	25,000

車種:軽乗用車

<ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)>

【スズキ】

\* 2024(令和6)年1月1日から2025(令和7)年4月30日までに新車新規登録等を行った場合に適用

〔重量税の特例措置〕

区分「◎」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時及び初回継続検査等時の重量税は免除(※)となります。

2回目の継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

区分「●」: エコカー減税対象です。新車新規登録等時の重量税は本則税率から減免(免税、50%、25%軽減(1回限り))(※)した税額となります。

初回継続検査等時の重量税は本則税率による税額となります。

(※)初回継続検査等時の免除等の規定については、車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用されます。

通称名	型式 指定番号	車両型式	排気量 (cc)	車両重量 (kg)	類別 区分番号	WLTCモード			重量税の特例措置			
						燃費値	燃費 基準値	低燃費区分 令和12年度 燃費基準達成 割合	区 分	重量税 (新車) 減免率等	重量税額(円)	
											新車新規検査 3年(自家用)	初回継続検査等 2年(自家用)
ワゴンR スマイル	20119	5AA-MX91S			0003	25.1	28.1	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20119	5AA-MX91S			0004	25.1	28.0	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20119	5AA-MX91S			0603	23.6	27.8	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20119	5AA-MX91S			0604	23.6	27.8	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20120	5BA-MX81S			0003	23.9	28.2	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20120	5BA-MX81S			0004	23.9	28.1	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20120	5BA-MX81S			0603	22.5	27.9	80%	●	50%軽減	3,700	5,000
ワゴンR スマイル	20120	5BA-MX81S			0604	22.5	27.9	80%	●	50%軽減	3,700	5,000